

令和３年第９回安芸市農業委員会定例会議事録

１．開催日時 令和３年９月２７日（月）午後１時３０分から２時５０分

２．開催場所 安芸市役所 二階 会議室

３．出席農業委員（１２人）

会長	１番	内川 昭二
会長職務代理者	３番	大久保暢夫
	４番	川島 一義
	５番	千光士伊勢男
	６番	野村 勉
	７番	樋口 なぎさ
	８番	西岡 秀輝
	１０番	福本 隆憲
	１１番	西岡 大作
	１２番	山内 芳幸
	１３番	栗山 浩和
	１４番	小松 豊喜

４．欠席農業委員（２人）

会長職務代理者	２番	野町 亜理
	９番	有澤 節子

５．出席農地利用最適化推進委員（６人）

安芸	渡辺 禎宏
伊尾木	黒岩 榮之
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
畑山	小松 光正
穴内	長野 榮徳

６．議事日程

報告第１号 農地法第３条の３届出について

議案第２号 農地法第３条許可申請について

報告第３号 農地法第３条許可使用貸借期間変更届出について

報告第４号 農地法第１８条第６項解約通知報告について

議案第５号 農地法第４条第１項許可申請について

議案第６号 農地法第５条第１項許可申請について

議案第７号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

議案第８号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権

の決定について

報告第9号 農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について

議案第10号 非農地証明願について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	長野 顕文
事務局農地係長	弘井 恭介

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数12人です。欠席委員は、2番野町亜理委員、9番有澤節子委員で、所用のため欠席との届出がございました。なお、8番西岡秀輝委員からは遅参の連絡がっております。

次に事務の概要報告をいたします。

9月22日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に千光士伊勢男委員及び野村勉委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3届出についてですが、今回は1件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならないものですが、

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口乙の1筆で、面積は5.78㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は2ページです。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の2筆で、地目は田で、面積は201㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜を作付する予定をしております。所在地につきましては、3ページの左に地図がございます。

伊尾木保育所の道を挟んで北側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、今回の申請地につきましては、写真で見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、10月に大根を作付する予定であります。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては9月13日に内川昭二会長、黒岩榮之委員に確認していただきました。

申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口乙の1筆で、地目は田で、面積は105㎡です。

贈与による所有権移転の申請でミカンが作付されております。所在地につきましては、3ページの右に地図がございます。

井ノ口国繁集落内にあり、市道安芸井ノ口線の東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては9月15日に大久保暢夫委員、面岡大作委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号3番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の7筆で、地目は田で、面積は全部で3,460㎡です。

売買による所有権移転の申請で、オクラ、ユズ等を作付する予定をしております。所在地につきましては、4 ページに地図がございます。

土居春日地区は場整備区域の西で土居上中村集落に隣接する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、今回の申請地につきましては、写真で見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、令和4年4月から順次、オクラ、ユズ等を作付する予定であります。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては9月15日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は私が行ないます。申請番号2番は大久保暢夫委員、西岡大作委員、申請番号3番は福本隆憲委員、お願いします。

1 番内川委員 9月13日に長野君と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3 番大久保委員 9月15日に弘井君と西岡大作委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 1 番西岡委員 9月15日に弘井君と大久保暢夫委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 0 番福本委員 9月15日に長野君と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第3号、農地法第3条許可使用貸借期間変更届出について、事務局が説明いたします。

事務局（長野）報告第3号、農地法第3条許可使用貸借期間変更届出について説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。

貸人、借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載のとおり、井ノ口甲の7筆です。地目は田と畑で、面積は全部で4,394㎡となっております。

当初は平成13年9月30日から令和3年9月29日まで20年間の使用貸借権の設定がされておりましたが、平成13年9月30日から令和13年9月29日まで30年間の使用貸借期間に変更する契約書の写しが提出されたものです。なお、他の条件に変更はありません。以上でございます。

議長 ただいまの報告第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局（長野）報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は6ページです。

届出番号1番です。貸人、借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口甲の1筆です。地目は畑で、面積は23㎡となっております。

当初は平成24年6月1日から令和14年5月31日まで20年間の使用貸借権の設定がされていましたが、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

届出番号2番です。貸人、借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口甲の1筆です。地目は畑で、面積は330㎡となっております。

当初は平成24年6月1日から令和14年5月31日まで20年間の使用貸借権の設定がされていましたが、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

届出番号3番です。貸人、借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口甲の1筆です。地目は田で、面積は253㎡となっております。

当初は平成24年6月1日から令和14年5月31日まで20年間の使用貸借権の設定がされていましたが、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

届出番号4番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで土居の1筆です。地目は田で、面積は1,596㎡となっております。

当初は令和3年1月4日から令和3年12月31日まで1年間の賃借権の設定がされていましたが、双方合意による解約の通知書が提出

されたものです。

届出番号5番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで土居の1筆です。地目は田で、面積は1,018㎡となっております。

当初は令和2年1月4日から令和5年1月3日まで3年間の賃借権の設定がされていましたが、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第4号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第5号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井） 議案第5号の農地法第4条申請について説明いたします。

今回は1件申請が提出されております。議案書は8ページをご覧ください。

申請者、申請地は議案書に記載のとおり、井ノ口甲で、地目は田、面積は253㎡、転用目的は農業用倉庫の建築となっております。場所は9ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。小松久利肥料店の市道を挟んだ東側の農地です。

現地確認については9月15日に大久保暢夫委員、面岡大作委員、中平秀一委員にいただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、農用地区域内の農地であります。

農用地区域内の農地につきましては原則転用不許可であります、農用地利用計画で指定された用途である農業用施設用地として使用するというので、農地法第5条第2項ただし書きの例外規定が適用できると考えております。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。現地写真で確認できますが、既に農地ではなく農業用倉庫が建っており、始末書が提出されております。申請理由については、農機具を保管する倉庫が必要であったため、自宅及び耕作地に近い申請地を選定したもので、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

事業者の資力や信用及び、遅滞なく転用が行われるかにつきまして

は、既設でありますので問題ないと判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、農業用施設用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側は市道を挟み同意のある農地、西側は市道及び水路、南側は同意のある農地、東側は申請人所有の農地となっております。排水が生じる施設の設置はなく、雨水は地中浸透させる計画です。

この件については栃ノ木堰土地改良区から過去に当該申請地の嵩上げ申請がされた際、決定した事が守られていないため、許可できない旨の意見書が提出されています。ただ、当該転用事業の計画自体に周辺農地への影響を及ぼす要素は見受けられないことから、周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内の農用地区域内となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、大久保暢夫委員、面岡大作委員、お願いします。

3 番大久保委員 9月15日に弘井君と面岡大作委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 1 番面岡委員 9月15日に弘井君と大久保暢夫委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第5号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井） 議案第6号の5条申請について説明いたします。

議案書は10ページをご覧ください。

申請番号1番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、

矢ノ丸3丁目で、地目は田、面積は29㎡、転用目的は駐車場の整備です。

場所は11ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は安芸総合庁舎職員駐車場の東にある農地となっております。現地確認については9月10日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、こちらは、第3種農地であると判断しています。理由は、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線安芸駅から300m以内にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は当該申請地の隣接地で工務店を営営していますが、来客用の駐車場がなく道端に駐車している。その状況を解消するため当該申請地を選定したもので、他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側は鉄道用地、東側は宅地、南側は市道を挟んで宅地、西側は市道を挟んで駐車場です。生活雑排水を排出する施設はなく、雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号2番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、西浜で、地目は田、面積は202㎡、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は12ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は安芸おひさま保育所の南に

ある農地です。現地確認については9月10日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、安芸市内の借家に夫と子ども2人の計4人で暮らしているが、手狭になったため新たに住宅を建築するものです。市街地は津波の被害が予想される地域が多いため安全な場所を探していましたところ、申請地は津波等の被害予想から考えて安全であり、保育所、譲受人の勤務先にも近いことから選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資見込証明を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側は宅地、南側は道路を挟んで雑種地、東側及び西側は譲渡人所有地です。生活雑排水は浄化槽で処理後、南側の市道側溝に排水します。雨水は申請地南側の市道側溝に流入及び自然浸透させる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内で、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号3番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、土居で、地目は田、面積は全部で1,300㎡、転用目的は社宅、車両置場、資材置場の建築です。

場所は13ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は井ノ口駐在所から北へ約120

mのところにある農地です。現地確認については9月15日に大久保暢夫委員、西岡大作委員、中平秀一委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は建設業を営んでおり福利厚生として社宅の建築を計画していました。また、特殊車両を含む多数の車両を所有していますが、現在、駐車スペースが不足しており、現在、高額の資材等を会社から離れた場所に置いてあり盗難の不安があります。社宅に隣接していれば夜間の監視もできます。北側の既存倉庫も活用するため倉庫南の駐車場も引き続き必要であります。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用は確実に行的されると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、社宅、車両置場、資材置場として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側は譲受人所有の宅地、東側は市道を挟んで宅地、西側は譲受人所有の宅地及び現況宅地、南側は現況宅地です。生活雑排水は浄化槽で処理後、南側の市道側溝に排水します。雨水については自然浸透させる計画です。なお、安芸市建設課に事前協議済となっています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内で、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上です。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号1番、2番は、川島一義委員、申

請番号3番は大久保暢夫委員、面岡大作委員、お願いします。

4番川島委員 9月10日に弘井君と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 9月15日に弘井君と面岡大作委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

11番面岡委員 9月15日に弘井君と大久保暢夫委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

5番千光士委員 申請番号3番ですが、社宅に入る人数は何人ですか。

事務局（弘井） 1世帯です。

5番千光士委員 ついでに、資材置場も作るということですが、申請地の南の道を利用する人には影響はないか。

事務局（弘井） 資材を置くのは真ん中くらいで、南の方に駐車場を整備し、道から2.5m開けているので、影響はないと考えます。

5番千光士委員 申請地の西側はどうなっているのか。

事務局（弘井） 西側は道路になっており、影響はないです。

議長 他に意見等はありませんか。

（発言等なし）

議長 他になれば、採決いたします。議案第6号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は14ページになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地5筆で、地目は田で、面積は6,558㎡です。水稻を栽培しており、貸借期間は5年間で、賃借料は米1俵代/10aの条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページに地図がございます。土居の安芸市役所新庁舎移転用地の北及び東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で4,520㎡で

す。

ナスを栽培しており、貸借期間は５年間で、賃借料は米６俵代/10aの条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、１６ページに地図がございます。申請番号１番の南東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号３番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地２筆で、地目は田で、面積は全部で809㎡です。

野菜を栽培しており、貸借期間は１年間で、賃借料は8,000円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、１７ページの左に地図がございます。井ノ口宮ノ上集落の南で、小谷川沿いにある農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号４番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地１筆で、地目は田で、面積は1,259㎡です。

ナスを栽培しており、貸借期間は１０年間で、賃借料は10a当たり米７俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、１７ページの右に地図がございます。赤野のレストラン矢流の北東の方にある旧赤野八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号１番、２番は福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号３番は大久保暢夫委員、面岡大作委員、中平秀一委員、申請番号４番は栗山浩和委員、大野實委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番、2番は入交大輔委員、申請番号3番は大久保暢夫委員、申請番号4番は栗山浩和委員、お願いします。

入交推進委員 9月15日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 9月15日に弘井君と面岡大作委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

13番栗山委員 9月14日に長野君と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

5番千光士委員 申請番号3番ですが、借地料が安くないか。

事務局（長野） 水稻の借地料と同等であり、露地の野菜なので、安くはないと考えております。

議長 他に意見等はありませんか。
（発言等なし）

議長 他になければ、採決いたします。議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第8号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第8号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について説明いたします。議案書は18ページになります。農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は780㎡です。作物は転借人が水稻を栽培する予定をしております。貸借期間は3年間で、賃借料は10a当たり2,100円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。土居溝ノ辺公園の南東の方で、土居郵便局の東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,656㎡です。作物は転借人が水稻を栽培する予定をしております。貸借期間は3年

間で、賃借料は10a当たり2,100円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。申請番号1番の西に隣接している農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。

入交推進委員 9月15日に長野君と福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

5番千光士委員 賃借料の10a当たり2,100円はどのように計算をしているのか。

事務局（長野） 双方が同意しており、農地中間管理機構による計画なので、集積計画としては妥当になっています。

5番千光士委員 計画がいかんということを行っているのではなく、どうやってこの金額になったかを聞いている。根拠を教えて欲しい。

事務局（長野） 個別の計画であれば確認をする場合もあるが、農地中間管理事業による計画については確認していないので分かりません。

5番千光士委員 機構に確認してくれ、このような金額は安すぎて考えられない。

事務局（長野） 分かりました。確認します。

議長 他に意見等はありませんか。

（発言等なし）

議長 他になければ、採決いたします。議案第8号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長 はい、賛成多数です。よって、議案第8号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第9号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書20ページになります。

報告第9号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画

について説明いたします。今回は2件提出されております。

届出番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地1筆、地目は田で、面積は648㎡です。ナスを作付する予定をしており、貸借期間は約10年間で、賃借料は10a当たり57,000円の条件で再設定する計画です。このたび、8月20日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

届出番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり黒鳥の農地2筆、地目は田で、面積は全部で1,306㎡です。シシトウを作付する予定をしており、貸借期間は約4年間で、賃借料は10a当たり60,000円の条件で新規設定する計画です。このたび、8月20日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第9号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第10号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井） 議案第10号、非農地証明願について説明いたします。議案書は21ページをご覧ください。

申請番号1番と2番の申請者は夫婦であり、現地の状況も同様なので一括して説明させていただきます。

申請番号1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は山林、面積は23㎡となっております。

申請番号2番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は山林、面積は330㎡となっております。

現地の所在地の地図は22ページに掲載しております。ニッポン高度紙工業安芸工場の北側のある農地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、2件とも、昭和45年頃、植林し山林となり現在に至ります。申請地に生えている木の状況を確認し、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては9月15日に大久保暢夫委員、西岡大作委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を大久保暢夫委員、西岡大作委員、お願いしま

す。

2 番大久保委員 9 月 1 5 日に弘井君と面岡大作委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 1 番面岡委員 9 月 1 5 日に弘井君と大久保暢夫委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第 1 0 号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第 1 0 号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野）来月の定例会は 1 0 月 2 6 日の火曜日の午後 1 時 3 0 分より行いますので、出席をお願いします。

事務局（弘井）農地利用状況調査については 9 月までに確認をしていただきようになっていますので、よろしくお願いいたします。

委員の活動報告について、まだ提出していない方は提出をお願いします。

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。